第 314 回研究報告会（7 月 30 日）
「手話は言語」〜聾教育における手話〜

八木三郎

1．はじめに

手話が言語として認知されるようになったのは、2006 年に国際連合で障害を理由とするあらゆる差別を禁止する「障害者の権利条約」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）が採択されたことによる。その条約の第２条で、「言語には、音声言語、手話、その他の形態の非音声言語が含まれる。」と明記されたのである。

わが国では長らくの間、聾教育の場において手話を禁止してきた歴史が存在する。それは、社会生活を送るうえで聾者を聴者に近似させることを教育目標にかかげ、それに基づいて聞こえなくても聴者とのコミュニケーションが可能になるように、口の形を目で読み取る「口話法」を重視してきたのである。

2．京都盲唖院における手勢法

明治11年（1878）、わが国で最初の特殊学校（現特別支援学校）である「京都盲唖院」が創設され、聾教育がスタートしている。その聾教育において、教育場面で欠かすことのできないのが「手話」である。

当時の聾教育に関する資料のなかに、聾教育の始祖と呼ばれる古河太四郎の『瘖唖生教授手順概略』（明治 10 年）というのがある。その記述にまず注目したい。

この中の「教授心得」では、次のように記されている。

一、唖人ヲ教フルノ要点ハ恕ノ一字ニアリ

一、手勢法ハ平常唖ノ互談スル所ニ注目シ其意ヲ酌ミ其義ヲ量リ以テ解義ヲ施行スベシ

一、教授中互ニ考成ノ速答ヲ競ハシメ優劣等ノニ標ヲ盤上ニ附ス而シテ其優ヲ賞スル首ヲ撫スルガ如クシ劣ヲ罰スル鼻ヲ連指シ戒マシムルガ如クス此ノ如ク賞罰ヲ厳ニスルトキハ自ラ奮起感受ノ両力ヲ挑撥シ以テ活用ノ真境ニ至ル然ラザレバ倦厭ココニ屈スベキナリ

一、示諭手勢法ニ於テハ必博ク取リ譬ヘン事ヲ欲スト苟モ授法膠柱ノ偏僻アルトキハ会唔ノ機要ヲ謬マルニ至ルモノナリ

一、教授中示諭手勢ノ尤難キモノアリ如何トナレバ其一二ヲ例スルニ高貴ヲ尊敬シ父母ニ孝順スル等コレナリ此ノ如キハ実ニ説クベク示シ難シ故ニ意況ヲ容儀ニ移シ厳威粛然以テ其義ヲ酌マシム且亦教授ノ要領ニシテ必記憶ヲ為サシムベキノ件アルトキハ特ニ拳々服膺ノ容儀ヲナシ之ヲ示スコレ具備ナルノ体軀ニ異ナル所以ニシテ物々凋思シ事々乾慮シ以テ其方法ヲ尽サズンバアラザル所ナリ

古河は教授心得の冒頭で、聾児に対する教育の基本は「恕」の一字にあるとしていることである。儒学の枢要の書より引用した言葉で、その意味は「他人の立場や心情を察すること。思いやり。」（『デジタル大辞泉』）とあり、「相手を思いやる、寛容な心で接する」のが指導上で重要なキーワードとしている。耳の聞こえない聾児が言葉を覚えることは容易なことではない。その教育のありようは耳の聞こえる聴児とでは比較できないほど尽力を要することである。その聾児への教育の心得は、「恕」の一字にあるとしているのである。

昨今のわが国では、障害者分野における虐待事件が後を絶たないが、この古河の示す言葉は現代社会にも通ずるさまざまな示唆に富んだ言葉である。

次に聾児の教育法は、「手勢法」、「示諭手勢法」によって教授し、聾児同士が「競争」、「賞罰」によって伸びていく指導を試みている。古河のいう手勢法とは、“事物を象徴し、心と身体を重ね合わせていく術”にて教授する、今でいうところの手話を意味するものと考える。教育の手段に用いたその手勢法は主に「形象手勢」と「五十音符号手勢」といわれている。

図１　形象手勢

図２　五十音符号手勢

形象手勢とは「顔容、身振り、手真似等により凡ての物及び其動作の形象を示すものなれば一般の人にも了解し得らるるの便あり。然れども動作其儘を現はすを以て或は外見甚だ醜きものあり今普通用うる所の形象二三掲ぐれば……」とあり、表情や身振り、そして手真似をミックスさせて表現するものとなっている。

五十音符号手勢については、「符号文字なれば、唖人と教師と或いは唖人と唖人との間に於て用ふべきものなり。談話するに普通手勢の如く不完全のものにあらず。此符号手勢は全く言語と同一に手勢し得らるるを以て手勢教育最上の方法なり。而して女子は多人数の間に在りて手勢し、若しくは手指を用ふるも羞かしき感なきにあらず。此符号文字は袖口際にて用ふるに適するものなれば、普通の女子が大聲を発して談話するより優しき低き聲を以て談話するが女らしきと同じく、唖女子の優しき言語と謂ふを得べきなり。」と教授心得には女子が人前で表現する際の心得、心情についても触れている。五十音符号手勢は現在の「指文字」と考える。古河式手勢法はこうした形象手勢と五十音符号手勢とを使い、様々な事物や事象を手真似と結合させ、それを漢字（熟語）とさらには文章と結びつける方法をとっていた。

筆者が注目する部分は、古河が記した「手勢法ハ平常唖ノ互談スル所ニ注目シ」というところである。これによれば、聾者同士の会話がすでにあり、古河はそのコミュニケーションでの聾者の手話を参考にして古河式手勢法を考案したということである。手話は聾教育によって誕生したとの通説があるが、聾教育以前から聾者同士では手話によって会話がなされていたと読み取ることができる記述である。